

特定個人情報保護評価及び第三者点検について

1 特定個人情報保護評価について

(1) 趣旨・目的

社会保障・税番号制度の導入に伴い、国家等により個人の様々な個人情報が一元管理されるのではないかと、特定個人情報が不正に追跡・突合されるのではないかと、財産その他の被害が発生するのではないかと、といった懸念が生じることが考えられます。

番号法ではこれらの懸念を払拭するため、特定個人情報ファイル（「個人番号」を含む個人情報ファイル又は個人情報データベース）を保有しようとする国の行政機関や地方公共団体等に、特定個人情報（「個人番号」を内容に含む個人情報）の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する「特定個人情報保護評価」を義務づけています。これにより、特定個人情報の漏えいを未然に防止するとともに、国民の信頼の確保を図るものです。

(2) 評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務を対象とし、原則として法令上の事務ごと又は番号法で規定する事務の区分ごとに評価を行います。

なお、特定個人情報ファイルを取り扱う事務であっても、職員の福利厚生事務、紙のファイルのみを取り扱う事務等については保護評価の対象外となります。

(3) 評価の時期

事前対応により特定個人情報漏えいの未然防止が目的の1つであることから、特定個人情報保護評価は、特定の個人情報ファイルを取り扱うシステムの開発前に実施する必要があります。

(4) 評価内容

特定個人情報保護評価には、基礎的な評価を行う「基礎項目評価」、重要な部分に重点を置いて評価する「重点項目評価」、詳細な事項について評価を行う「全項目評価」の3つの類型があります。

評価を行う機関は、個人番号を取り扱う事務ごとに、当該事務において保有する特定個人情報ファイルに記録される本人の数（以下「対象人数」という。）、当該事務に従事する者の数（特定個人情報ファイルを取り扱う委託業者の従業者を含む。以下「取扱者数」という。）、及び同一実施機関内での特

定個人情報に係る重大事故の発生の有無（以下「重大事故の発生の有無」という。）に基づき、いずれの評価を行うかを決定します。この決定過程のことを「しきい値判断」といいます。しきい値判断の具体的な内容は、以下のとおりです。

対象者	取扱者数	重大事故の発生の有無	行うべき評価の種類
30万人以上	-	-	全項目評価
10万人以上30万人未満	500人以上	-	
	500人未満	有り	
1万人以上10万人未満	500人以上	無し	重点項目評価
		有り	基礎項目評価
	500人未満	無し	
1,000人以上1万人未満	-	-	
1,000人未満	-	-	評価実施義務なし

(5) 評価実施後に必要な手続き

評価書に重要な変更を加えようとするとき、重大事故の発生等でしきい値判断の結果が変わるとき等には評価の再実施が必要となります。また、少なくとも1年に1回は評価書の記載内容の見直しを行うとともに、5年を経過する前に評価そのものの再実施を行うことが求められています。

2 「第三者点検」について

「第三者点検」とは、地方公共団体等が、評価書(特定個人情報保護評価の結果を記載した書面)に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針(「特定個人情報保護評価指針」をいう。以下同じ。)に照らして適当と認められる者の意見を聴くことをいいます。「しきい値判断」により「全項目評価」を行う場合にこの第三者点検をすることが義務付けられています。